

正使一員 王金

副使者二員 達魯每 馬吾刺

通事二員 林椿 林喬

管船火長・直庫二名 沈祥 鄔羅端

梢水共に一百五十名

嘉靖十二年（一五三三）八月二十日

右の執照は正使王金・通事林椿等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

1-42-29

琉球国中山王尚清の、馬三魯等を暹羅等の国へ遣わす執照

（二五三六、八、一四）

琉球国中山王尚清、見^見に進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便

と為す。此の為に今、正使馬三魯・通事林喬等を遣わし、□字号

海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産の地

面に前往して兩平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預

め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の

盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字二十七号半印

勘合執照を給して正使馬三魯等に付し、収執して前去せしむ。如^如

し経過の関津把隘の去^{とこ}処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即
便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。
所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開^しす

正使一員 馬三魯

副使二員 賈満度 銭林

通事二員 林喬 林榮

管船火長・直庫二名 金鼎 大刺

梢水共に一百四十名

嘉靖十五年（一五三六）八月十四日

右の執照は正使馬三魯・通事林喬等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

注（一）□字号海船一隻 原文は空格がなく「坐駕字号海船一隻」と

ある。

1-42-30

琉球国中山王尚清の、馬密子等を暹羅等の国へ遣わす執照

（二五三七、八、二〇）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便

と為す。此の為に今、特に正使馬密子・通事沈祥等を遣わし、宙
字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産
の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の貨を収買せしむ。回国し
て預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の
盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字三十三号半印
勘合執照を給して通事沈祥等に付し、収執して前去せしむ。如し
経過の関津把隘の去^と処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便
に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。
所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 馬密子

副使二員 麻加尼 闍班那

通事二員 沈祥 林榮

管船火長・直庫二名 金石 鄔羅遂

梢水共に一百三十八名

嘉靖十六年（一五三七）八月二十日

右の執照は通事沈祥等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

1-42-31

琉球国中山王尚清の、馬加尼等を暹羅等の国へ遣わす執照

（一五三八、一〇、三）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便
と為す。此の為に今、特に正使馬加尼・通事林榮等を遣わし、宇
字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産
の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の貨を収買せしむ。回国し
て預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の
盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字三十四号半印
勘合執照を給して通事林榮等に付し、収執して前去せしむ。如し
経過の関津把隘の去^と処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便
に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。
所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者一員 馬加尼

副使二員 邁志 宋能

通事二員 林榮 蔡朝慶

管船火長・直庫二員 梁棟 吳刺

梢水共に一百七十四名

嘉靖十七年（一五三八）十月初三日